

魚津市告示第37号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定する。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

規制地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）

備考 この表に掲げる地域は、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域とする。ただし、同法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（適用）

2 この告示は、平成24年3月31日現在において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている地域について適用する。